

秘密保持に関する誓約書

(以下「乙」という。)は、渋谷区(以下「甲」という。)が実施する「計画進行管理・行政評価システム構築委託プロポーザル」に際し、甲が指示した事項を守り、下記のとおり秘密保持を要する事項について知り得た一切の情報を第三者に開示又は漏えいしないことを誓約する。

記

1 総則

乙は、甲から提供された本件に関する資料及び情報(以下「資料等」という。)を第三者に一切開示、漏えい又は提供しない。

2 守秘義務を負う資料等

乙が守秘義務を負う資料等は次に掲げるものとする。

- (1) 本件のために甲から提供された資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報
- (2) 本件について乙が発した質問に対する甲からの回答

3 守秘義務の内容

乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって秘密として管理し、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 資料等は、本件を直接担当する乙の担当者(以下「担当者」という。)以外に取り扱わせないものとする。
ただし、甲の事前の承諾を得た場合に限り、担当者以外の者に取り扱わせることができるものとし、この場合、乙は当該担当者以外の者の秘密保持について一切の責任を負うものとする。
- (2) 資料等は、乙の管理下にある場所において厳重に保管し、当該保管場所から搬出しないものとする。
- (3) 資料等について、甲の事前の承諾なく廃棄又は全部若しくは一部を複製しないものとする。
- (4) 資料等を複製した文書又は電磁的記録(以下「文書等」という。)については、資料等と同一の取扱いを行うものとする。
- (5) 資料等を、担当者以外に開示しないものとする。
ただし、次に掲げる情報については、この限りではない。
 - ア 開示の時点で既に公知となっている情報
 - イ 開示以前から乙が正当に取得又は保有していたことを証明できる情報
 - ウ 守秘義務を負うことなく、開示の権限を有する第三者から適正に取得した情報
- (6) 前各号の事項を遵守するため、担当者に対し秘密保持の徹底に必要な指導を行うなど、秘密保持のために必要かつ合理的な措置を講じるものとする。
- (7) 資料等を自ら又は第三者の利益のために使用し、又は本件の履行以外の目的で使用しないものとする。
- (8) 本誓約書に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

4 権利の不発生

- (1) 甲の資料等の開示によって、乙は資料等に関する情報の所有権の移転や資料等に関する著作権、特許権等の知的財産権の譲渡、実施許諾、使用許諾等の効果の発生を主張しないものとする。
- (2) 資料等に関する情報が、乙の作成した文書等に化体された場合であっても、当該情報に関する権利はなお甲に帰属するものとする。

5 資料等の返却及び消去

乙は、甲から返却又は消去の指示を受けた場合、又は見積書を甲に提出し、その内容について甲から疑義がない旨の連絡を受けた場合には、遅滞なく甲から提供された資料等を甲に返却するとともに、その複製物を確実に消去するものとする。

6 損害賠償等

乙は、本誓約書に違反し、甲に損害を与えた場合には、甲に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとする。

令和8年4月 日

渋谷区長 あて

住 所

商号又は名称

所属部署名

責任者名

印

※提出の際、連絡先担当者の名刺を添付してください。